

令和3年10月15日

令和3年度（第75期）司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局長

令和3年度（第75期）司法修習生の修習開始等について

（事務連絡）

あなたは、令和3年11月12日付けで最高裁判所から司法修習生を命ぜられると、少なくとも1年間、司法研修所長の統轄の下に、司法研修所及び配属庁会（配属される裁判所、検察庁及び弁護士会をいう。）において修習することになります。

修習開始に当たりお知らせする事項は下記のとおりですので、留意してください。

## 記

### 1 修習日程

別紙1「第75期修習日程」のとおりであり、修習区分ごとの日程等の詳細は、次のとおりである。

#### (1) 導入修習

導入修習は、令和3年11月15日（月）から同年12月7日（火）までの間、ウェブ会議用アプリケーション「Microsoft Teams」（以下「チームズ」という。）を使用したオンライン方式により行う。導入修習のカリキュラムの順序は、実務修習地に応じて分けられる班（A班、B班）によって異なる。詳細は、別紙2「第75期導入修習日程予定表」のとおりである。

なお、A班の司法修習生は、東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山を実務修習地とする者であり、B班の司法修習生は、それ以外の地を実務修習地とする者である。

(2) 分野別実務修習

分野別実務修習は、令和3年12月14日(火)から令和4年7月26日(火)までの間、配属庁会の裁判所、検察庁及び弁護士会で行う。

司法修習生は、配属庁会において複数の班に分かれて修習する。詳細は、別紙3「令和3年度(第75期)司法修習における実務修習順序について」とおりである。

なお、分野別実務修習開始の集合日時・場所は別紙4のとおりであるので、注意する。

(3) 集合修習及び選択型実務修習

分野別実務修習終了後、司法研修所における集合修習(新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンライン方式により実施される場合もある。)と配属庁会における選択型実務修習を行う。

集合修習及び選択型実務修習の修習順序は、上記のA班、B班によって異なる(別紙1参照)。

2 導入修習に関する留意事項

(1) 初日の開始日時、カリキュラム日程

令和3年11月15日(月)は、カリキュラム開始前にチームズの

を使用して開始式(司法研修所長挨拶等)を行う。

及び開始時刻についての詳細は、チームズの

チャンネルにおいて周知する。

開始式終了後のカリキュラム日程は、別紙2のとおりである。

(2) 2日目以降のカリキュラム日程等

2日目以降のカリキュラム日程も、別紙2のとおりである。

導入修習における即日起案については、

起案する形式で行う。起案の具体的

な実施方法については、後日チームズの

■チャンネルにおいて周知する。

(3) 修習中に使用する教材及び資料等の送付について

修習中に使用する教材及び資料等は、導入修習開始までに事前に発送(令和3年10月15日頃及び同月29日頃発送予定)する。

3 兼職及び兼業の禁止等

司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない(司法修習生に関する規則2条)。この場合のほか、司法研修所長の許可を受けなければ、学業その他の業務に就くことができない(「司法修習生の規律等について」第7の2)。したがって、現に在職し又は在学している者や業務に従事する者は、11月11日までに所要の手続をとる。

なお、司法修習生の兼業については、別添の当職事務連絡「司法修習生の兼業(答案添削等のアルバイト)について」も参照すること。同事務連絡記載の対象業務については大量の申出が予想され、許可の判断には相当の時間を要するため、導入修習中に兼業を行う予定の者は、11月2日(火)までに司法研修所事務局企画第二課調査係に許可申請書を提出すること。

司法修習生として許可なく兼職又は兼業を行った場合には、非違行為として処分を受けることとなるので、注意する。

4 修習関連の情報のセキュリティ対策

司法修習中に取り扱う修習関連の情報の管理にはくれぐれも細心の注意を払い、司法研修所及び配属庁会における情報セキュリティ対策についての定めを厳守すること。

なお、第75期司法修習中における修習関連の情報の取扱いに関しては、令和3年10月15日付け司法研修所長通知「司法修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュリティ対策について」が定められており、同封した「オンライン修習の手引き」に掲載されているので、内容をよく理解しておくこと。

## 5 実務修習中の住居

実務修習中の住居につき、司法研修所や配属庁会ではあっせん等を行わないので、あらかじめ各自で確保する。

なお、今後も上記2(3)のとおり司法修習生に対する資料等の配布を郵送等で行うことが予定されているため、修習開始の前後を問わず、転居する場合には、速やかに転居日及び転居先の住所を記載した住所変更届を司法研修所に提出する（実務修習開始後に転居する場合は、修習中の配属庁会を通じて司法研修所に提出すること。）とともに、必ず郵便局に転居届を提出し、郵便物等の受領に支障のないように注意されたい。

## 6 その他留意事項

上記1(1)記載のとおり、修習の日程は令和3年11月15日から開始となるが、11月12日から司法修習生としての身分を有することになるので、11月15日までの間も司法修習生としての自覚を持った行動を心掛けること（司法修習生としての規律等は、司法修習ハンドブックを参照する。）。

(別紙1)

第75期 修習日程

修習区分	A班			B班			
	修習期間		移動日	修習期間		移動日	
導入修習	開始日	3.11.15(月)		開始日	3.11.15(月)		
	終了日	3.12.7(火)		終了日	3.12.7(火)		
	実日数	16		実日数	16		
			3.12.8(水)～ 3.12.13(月)※6日			3.12.8(水)～ 3.12.13(月)※6日	
分野別実務修習	第1クール	開始日	3.12.14(火)		開始日	3.12.14(火)	
		終了日	4.2.9(水)		終了日	4.2.9(水)	
		実日数	37		実日数	37	
	第2クール	開始日	4.2.10(木)		開始日	4.2.10(木)	
		終了日	4.4.6(水)		終了日	4.4.6(水)	
		実日数	37		実日数	37	
	第3クール	開始日	4.4.7(木)		開始日	4.4.7(木)	
		終了日	4.6.2(木)		終了日	4.6.2(木)	
		実日数	37		実日数	37	
	第4クール	開始日	4.6.3(金)		開始日	4.6.3(金)	
		終了日	4.7.26(火)		終了日	4.7.26(火)	
		実日数	37		実日数	37	
選択型実務修習及び集合修習			4.7.27(水)～ 3.7.31(日)※5日				
	集合修習 開始日	4.8.1(月)		選択型修習 開始日	4.7.27(水)		
	終了日	4.9.12(月)		終了日	4.9.12(月)		
	実日数	30		実日数	33		
			4.9.13(火)～ 4.9.15(木)※3日			4.9.13(火)～ 4.9.19(月)※7日	
	選択型修習 開始日	4.9.16(金)		集合修習 開始日	4.9.20(火)		
	終了日	4.11.2(水)		終了日	4.11.2(水)		
	実日数	31		実日数	30		
自由研究日	4.11.4(金)～ 4.11.8(火)		自由研究日	4.11.4(金)～ 4.11.8(火)			

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記試験が行われる予定である。

第75期 導入修習日程予定表

(別紙2)

月/日	曜	A班				B班											
11月15日	月	開始式	1限目(180分) (10:20~12:00, 12:50~14:10) 事務連絡・民事第一審手続の概説 (講義)(民裁・民弁)		2限目(165分) (14:25~17:10) 民弁問題研究1(事案分析)		開始式	1限目(125分) (10:20~12:25) 事務連絡・刑裁講義 (事前課題解説等)		2限目(110分) (13:15~15:05) 検察導入講義		3限目(110分) (15:20~17:10) 刑弁演習1(起訴前弁護)					
11月16日	火	1限目(125分)(9:50~11:55) 事務連絡・刑裁講義(事前課題解説等)		2限目(110分) (12:55~14:45) 検察導入講義		3限目(110分) (15:00~16:50) 刑弁演習1(起訴前弁護)		1限目(180分)(9:50~11:30, 12:30~13:50) 事務連絡・民事第一審の手続の概説(講義)(民裁・民弁)				2限目(165分) (14:05~16:50) 民弁問題研究1(事案分析)					
11月17日	水	1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起案				2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起案				1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起案				2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起案			
11月18日 A班昼食会 ①	木	1限目(85分) (9:50~11:15) 民事総合1 (民裁・民弁)		2限目(85分) (11:30~12:10, 13:10~13:55) 刑事問題研究(勾留) (刑裁・検察・刑弁)		自由研究				1限目(85分) (9:50~11:15) 刑事問題研究(勾留) (刑裁・検察・刑弁)		2限目(85分) (11:30~12:10, 13:10~13:55) 民事総合1 (民裁・民弁)		自由研究			
11月19日	金	1限目(180分) (9:50~12:50) 刑弁即日起案				2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起案				1限目(180分) (9:50~12:50) 刑弁即日起案				2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起案			
11月22日 B班昼食会 ①	月	1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起案)				自由研究				1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起案)				自由研究			
11月23日	火	勤労感謝の日								勤労感謝の日							
11月24日 A班昼食会 ②	水	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 捜査演習 (検察)								1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事総合2 (民裁・民弁)				2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁講義1(立証活動)			
11月25日	木	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事総合2 (民裁・民弁)				2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁講義1(立証活動)				(9:50~11:50, 12:50~16:50) 捜査演習 (検察)							
11月26日 B班昼食会 ②	金	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁講義2(民事保全・民事執行①)				2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習(和解条項)				(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑弁演習2(即日起案解説・否認事件)							
11月29日	月	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 民裁即日起案解説								(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説							
11月30日	火	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)				2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁問題研究3(主張書面)				(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)							
12月1日	水	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)								1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁講義2(民事保全・民事執行①)				2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習(和解条項)			
12月2日	木	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説								(9:50~11:50, 12:50~16:50) 民裁即日起案解説							
12月3日	金	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑弁演習2(即日起案解説・否認事件)								1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)				2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁問題研究3(主張書面)			
12月6日	月	1限目(170分) (9:50~11:40, 12:40~13:40) 裁判修習に向けて (民裁・刑裁)				2限目(170分) (14:00~16:50) 検察即日起案講評+検察官の心構え等				1限目(170分) (9:50~11:40, 12:40~13:40) 検察即日起案講評+検察官の心構え等				2限目(170分) (14:00~16:50) 裁判修習に向けて (民裁・刑裁)			
12月7日	火	1限目(50分) (9:50~10:40) 民弁講義2(民事保全・民事執行②)		2限目(80分) (10:50~12:10) 民弁講義3 (弁護士倫理・職務等)		3限目(140分) (13:10~15:30) 刑弁演習3(量刑事件)		4限目(70分) (15:50~17:00) 事務局長講話		1限目(140分) (9:50~12:10) 刑弁演習3(量刑事件)		2限目(70分) (13:10~14:20) 事務局長講話		3限目(50分) (14:40~15:30) 民弁講義2(民事保全・民事執行②)		4限目(80分) (15:40~17:00) 民弁講義3 (弁護士倫理・職務等)	

(別紙3)

令和3年度(第75期)司法修習における実務修習順序について

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間
		R3. 12. 14 R4. 2. 9	R4. 2. 10 R4. 4. 6	R4. 4. 7 R4. 6. 2	R4. 6. 3 R4. 7. 26	
東京	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。
	2班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	
	3班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	
立川	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。
	2班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	
	3班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	
横浜	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	
	3班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	
	4班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	
さいたま	1班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	
	3班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	
	4班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	
千葉	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に行う。
	2班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	
	3班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	
水戸	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	1班: R4. 6. 3 (金) ~ R4. 6. 10 (金) (※6. 6 (月) を除く。)
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	2班: R4. 2. 3 (木) ~ R4. 2. 9 (水)
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	3班: R4. 5. 27 (金) ~ R4. 6. 2 (木)
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部	4班: R4. 2. 10 (木) ~ R4. 2. 18 (金) (※2. 17 (木) を除く。)	
宇都宮	1班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。
	2班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	
	3班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	
	4班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	
前橋	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	1班: R4. 5. 27 (金) ~ R4. 6. 2 (木)
	2班	(裁) 刑事部				(裁) 民事部
	3班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	3班: R4. 3. 30 (水) ~ R4. 4. 6 (水)
	4班		(裁) 民事部		(裁) 刑事部	4班: R4. 7. 20 (水) ~ R4. 7. 26 (火)
静岡	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	1班: R4. 5. 27 (金) ~ R4. 6. 2 (木)
	2班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	2班: R4. 7. 11 (月) ~ R4. 7. 15 (金)
	3班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	3班: R4. 2. 3 (木) ~ R4. 2. 9 (水)
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	4班: R4. 3. 14 (月) ~ R4. 3. 18 (金)
甲府	1班	(裁) 刑事部	弁護士会	検察庁	(裁) 民事部	裁判実務修習中に行う。
	2班					
	3班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会	
	4班		(裁) 民事部	(裁) 刑事部		

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間
		R3.12.14 R4.2.9	R4.2.10 R4.4.6	R4.4.7 R4.6.2	R4.6.3 R4.7.26	
長野	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1, 2班: 裁判実務修習中(第4クール)に行う。 3, 4班: 裁判実務修習中(第3クール)に行う。
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部	
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部		
新潟	1班	(裁)民事部	検察庁	弁護士会	(裁)刑事部	刑事裁判実務修習中に5日間行う。
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	検察庁	(裁)民事部	
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	(裁)民事部	検察庁	
大阪	1班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	
	3班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	
	4班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	
京都	1班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	
	3班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	
	4班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	
神戸	1班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	刑事裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	
	4班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	
奈良	1班	(裁)民事部	検察庁	弁護士会	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部	
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部		
大津	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。 民事裁判実務修習中に家事3日程度 刑事裁判実務修習中に少年2日程度 *少年鑑別所の見学を2回実施(新型コロナウイルス感 染防止のため、状況に応じて実施しない場 合有)(2班合同)
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部	
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部		
和歌山	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁)刑事部				
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	
	4班		(裁)刑事部		(裁)民事部	
名古屋	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	
津	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	1, 2班: R4.5.23(月)~R4.5.27(金) 3, 4班: R4.6.8(水)~R4.6.14(火)
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	



修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間
		R3. 12. 14	R4. 2. 10	R4. 4. 7	R4. 6. 3	
		}	}	}	}	
		R4. 2. 9	R4. 4. 6	R4. 6. 2	R4. 7. 26	
岐 阜	1 班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	裁判実務修習中に行う。
	2 班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	
	3 班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	
	4 班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	
福 井	1 班	(裁) 刑事部	検察庁	弁護士会	(裁) 民事部	裁判実務修習中に行う。
	2 班	検察庁	(裁) 民事部		(裁) 刑事部	
	3 班					
	4 班					
金 沢	1 班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。
	2 班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	3 班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	
	4 班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部		
富 山	1 班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。
	2 班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	3 班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	
	4 班					
広 島	1 班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	刑事裁判実務修習中に行う。
	2 班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	
	3 班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	
	4 班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	
山 口	1 班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。
	2 班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	3 班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	
	4 班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部		
岡 山	1 班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に5日間行う。
	2 班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	
	3 班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	
	4 班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	
鳥 取	1 班	(裁) 刑事部	弁護士会	検察庁	(裁) 民事部	裁判実務修習中に行う。
	2 班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	
	3 班					
	4 班					
松 江	1 班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に5日間行う。
	2 班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	
	3 班					
	4 班					
福 岡	1 班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	刑事裁判実務修習中に行う。
	2 班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	
	3 班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	
	4 班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間
		R3. 12. 14	R4. 2. 10	R4. 4. 7	R4. 6. 3	
		}	}	}	}	
		R4. 2. 9	R4. 4. 6	R4. 6. 2	R4. 7. 26	
佐賀	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	1班：R4.7.4(月)～R4.7.8(金) 2班：R4.3.7(月)～R4.3.11(金)
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会	
	3班					
	4班					
長崎	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	1, 2班：裁判実務修習中(第1クール)に3日間 3, 4班：裁判実務修習中(第3クール)に3日間 (ほか、裁判実務修習中に傍聴、見学等を行う。)
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部		
大分	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	
	3班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	
	4班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	
熊本	1班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	1班：R4.6.3(金)～R4.6.9(木)
	2班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	2班：R4.2.10(木)～R4.2.17(木)
	3班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	3班：R4.5.27(金)～R4.6.2(木)
	4班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	4班：R4.2.3(木)～R4.2.9(水)
鹿児島	1班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	刑事裁判実務修習中に行う。
	2班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	
	3班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	
宮崎	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部		
那覇	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	
	3班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	
	4班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	
仙台	1班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に5日間行う。
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	
	3班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	
	4班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	
福島	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部		
山形	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	3班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	
	4班					

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間
		R3. 12. 14	R4. 2. 10	R4. 4. 7	R4. 6. 3	
		}	}	}	}	
		R4. 2. 9	R4. 4. 6	R4. 6. 2	R4. 7. 26	
盛岡	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	1班：R4.7.11(月)～R4.7.15(金) 2班：R4.1.21(金)～R4.1.27(木) 3班：R4.5.23(月)～R4.5.27(金)
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	
	4班					
秋田	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 刑事部		(裁) 民事部		
	3班					
	4班					
青森	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	
	3班					
	4班					
札幌	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	1班：R4.5.23(月)～R4.5.27(金) 2班：R4.7.11(月)～R4.7.15(金) 3班：R4.1.17(月)～R4.1.21(金) 4班：R4.3.14(月)～R4.3.18(金)
	2班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	
	3班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	
	4班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	
函館	1班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		
	3班					
	4班					
旭川	1班	(裁) 刑事部	弁護士会	検察庁	(裁) 民事部	刑事裁判実務修習中に行う。
	2班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	
	3班					
	4班					
釧路	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に行う。
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部		
	3班					
	4班					
高松	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	
	3班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	
徳島	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	1, 2班：裁判実務修習中(第1クール)に行う。 3, 4班：裁判実務修習中(第3クール)に行う。
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部		
高知	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部		
松山	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	1班：R4.2.1(火), R4.5.30(月)～R4.6.2(木)
	2班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	2班：R4.3.14(月), R4.6.7(火)～R4.6.10(金)
	3班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	3班：R4.1.31(月)～R4.2.4(金)
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	4班：R4.3.14(月)～R4.3.18(金)

(別紙4)

令和3年度(第75期)分野別実務修習の開始日等について

- 実務修習地、修習班によって開始日、集合時刻が異なるので、注意すること。
- 開始日に全員が持参する物は、以下のとおりである。

①印鑑(スタンプ式不可)、②筆記用具、③六法、④司法修習ハンドブック、  
⑤実務修習結果簿

開始日には、これらの持参物及び各実務修習地が指定する教材等(下表のとおり)を持参する。

実務修習地	開始日・集合時刻等(令和3年)	開始日に持参する教材等
東京	1班, 3班 12月14日(火)午前9時45分(受付開始午前9時30分) 【1班】東京地方裁判所 研修室(9階) 【3班】東京高等・地方裁判所 大会議室(18階)	【1班, 3班】なし 【2班】検察講義案(六法については、判例・解説付きは不可) 【4班】持参物がある場合は、別途、配属会から連絡がある。
	2班 12月14日(火)午前10時00分 東京地方検察庁 総務部司法修習課(九段合同庁舎 5階)	
	4班 東京弁護士会配属の者 12月14日(火)午前9時30分 弁護士会館(5階502会議室) 第一東京弁護士会配属の者 12月14日(火)午前9時50分 弁護士会館(3階301会議室) 第二東京弁護士会配属の者 12月14日(火)午前10時30分 弁護士会館(10階1003会議室)	
立川	12月14日(火)午前9時30分 東京地方裁判所立川支部 大会議室(6階)	【1班】司研から送付された事前配布資料一式(各自の第1クール配属先に関するもの) 【2班】検察講義案(六法については、判例・解説付きは不可) 【3班】司研から送付された事前配布資料一式(各自の第1クール配属先に関するもの) 【4班】持参物がある場合は、別途、配属会から連絡がある。
横浜	1班 12月14日(火)午前9時30分 横浜地方裁判所 大会議室(13階)	【1班】司研から送付された教材のうち民事裁判にかかわる教材 【2班】検察講義案, 検察終局処分起案の考え方 【3班】プラクティス刑事裁判, プロシーディングス刑事裁判, 刑事事実認定ガイド 【4班】なし 【1班, 3班】司法修習生バッジ [REDACTED] 【2班】司法修習生バッジ [REDACTED]
	2班 12月14日(火)午前9時30分 横浜地方検察庁 総務部企画調査課教養係(本館4階)	
	3班 12月14日(火)午前9時30分 横浜地方裁判所 裁判員候補者待機室(2階)	
	4班 12月14日(火)午前10時00分 神奈川県弁護士会 大会議室(5階)	
さいたま	2班, 4班 12月14日(火)午前10時20分(受付開始午前10時00分) さいたま地方裁判所 裁判員候補者室(A棟1階)	なし
	3班 12月14日(火)午前9時30分 さいたま地方検察庁 司法修習生室(2階)	
	1班 12月14日(火)午前10時50分 埼玉県佛教会(埼玉会館)	

実務修習地	開始日・集合時刻等 (令和3年)	開始日に持参する教材等
千葉	1班, 3班 12月14日(火) 午前9時30分 千葉地方裁判所 大会議室 (新館10階)	【1班】司研から事前配布された民事裁判資料一式 【2班】司研から事前配布された「検察終局処分起案の考え方」及び「検察講義案」 【3班】司研から事前配布された刑事裁判資料一式 【4班】なし
	2班 12月14日(火) 午前9時30分 千葉地方検察庁 司法修習生室 (7階)	
	4班 12月14日(火) 午前11時00分 千葉県弁護士会館	
水戸	1班, 2班 12月14日(火) 午前9時00分 水戸地方裁判所 事務局総務課 (本館4階)	【1班】「新問題研究要件事実」及び「事例で考える民事事実認定」 【2班】「プラクティス刑事裁判」 【3班, 4班】「検察講義案」
	3班, 4班 12月14日(火) 午前9時00分 水戸地方検察庁 企画調査課 (5階)	
宇都宮	12月14日(火) 午前10時00分 宇都宮地方裁判所 大会議室 (本館4階)	なし
前橋	12月14日(火) 午前9時00分 前橋地方裁判所 小会議室 (5階)	なし
静岡	12月14日(火) 午前9時30分 静岡地方裁判所 第1会議室 (3階)	なし
甲府	12月14日(火) 午前9時00分 甲府地方裁判所 事務局総務課 (6階)	なし
長野	12月14日(火) 午前9時15分 長野地方裁判所 事務局総務課 (本館5階)	【1班, 3班, 4班】なし 【2班】PC [redacted], プラクティス刑事裁判, プラクティス刑事裁判(別冊), プロシーディングス刑事裁判, 刑事事実認定ガイド
新潟	12月14日(火) 午前9時00分 新潟地方裁判所 大会議室 (4階)	【全員に共通】配布資料等を入れる袋等
大阪	2班, 4班 12月14日(火) 午前9時20分 大阪地方裁判所 大会議室 (本館2階)	【2班, 4班】なし 【3班】検察講義案, 検察終局処分起案の考え方 【1班】別途, 修習開始までに通知する。
	3班 12月14日(火) 午前9時15分 大阪地方検察庁 国際会議室 (2階)	
	1班 12月14日(火) 午前9時30分 大阪弁護士会館 1203会議室 (12階)	
京都	2班, 3班 12月14日(火) 午前9時10分 京都地方裁判所 大会議室 (5階)	【1班, 3班】なし 【2班】プラクティス刑事裁判本冊及び別冊 【4班】検察教材一式
	4班 12月14日(火) 午前9時00分 京都地方検察庁 司法修習生室 (別館1階)	
	1班 12月14日(火) 午前9時30分 京都弁護士会館 大ホール (地階)	
神戸	2班, 4班 12月14日(火) 午前9時20分 神戸地方裁判所 第一会議室 (5階)	【2班, 4班】司法修習生バッジ又は身分証明書 [redacted] 【3班】①検察講義案, ②検察終局処分起案の考え方, ③司法修習生バッジ又は身分証明書 [redacted]
	3班 12月14日(火) 午前9時20分 神戸地方検察庁 総務部指導係検事室301号室 (3階)	
	1班 12月14日(火) 午前10時30分 兵庫県弁護士会館 302・303会議室 (3階)	
奈良	12月14日(火) 午前9時00分 奈良地方裁判所 事務局総務課 (4階)	なし

実務修習地	開始日・集合時刻等 (令和3年)	開始日に持参する教材等
大 津	12月14日(火) 午前9時00分 大津地方裁判所 大会議室(1階)	なし
和 歌 山	12月14日(火) 午前8時50分 和歌山地方裁判所 事務局総務課(6階)	なし
名 古 屋	1班, 3班 12月14日(火) 午前9時20分 名古屋地方裁判所 大会議室(12階)	【1班, 2班, 4班】なし 【3班】ブラクティス刑事裁判及び同(別冊), プロシーディングス刑事裁判, 刑事事実認定ガイド
	2班 12月14日(火) 午前9時30分 名古屋地方検察庁 司法修習生室(5階)	
	4班 12月14日(火) 午前9時20分 愛知県弁護士会館 会議室(4階)	
津	12月14日(火) 午前9時00分 津地方裁判所 事務局総務課(B館1階)	【1班】「事例で考える民事事実認定」 【2班, 3班, 4班】なし
岐 阜	12月14日(火) 午前9時00分 岐阜県弁護士会館 会議室3(2階)	なし
福 井	12月15日(水) 午前9時00分 福井地方裁判所 事務局総務課(3階) (※12月14日(火)は自由研究日である。)	【1班】なし 【2班】「検察講義案」及び「検察終局処分の方」
金 沢	12月14日(火) 午前10時00分 金沢地方裁判所 事務局総務課(3階)	なし
富 山	12月14日(火) 午前9時00分 富山地方裁判所 事務局総務課(3階)	なし
広 島	12月14日(火) 午前9時15分 広島弁護士会館 ホール(3階)	【全員に共通】司法修習生バッジ
山 口	12月14日(火) 午前9時00分 山口地方裁判所 第一手続室(新館1階)	なし
岡 山	12月14日(火) 午前9時00分 岡山地方裁判所 大会議室(6階)	【全員に共通】実務修習日程表(岡山地方裁判所・岡山地方検察庁・岡山弁護士会)及び連絡先届
鳥 取	12月14日(火) 午前9時40分 鳥取地方裁判所 事務局総務課(3階)	【1班】なし 【2班】検察講義案, 検察終局処分起案の方
松 江	12月14日(火) 午前9時00分 松江地方裁判所 事務局総務課(4階)	なし
福 岡	1班 12月14日(火) 午前9時20分 福岡地方裁判所 431号共用室(4階)	【1班, 3班】司法修習生バッジまたは身分証明書 【2班, 4班】なし
	3班 12月14日(火) 午前9時20分 福岡地方裁判所 501号会議室(5階)	
	2班 12月14日(火) 午前9時20分 福岡地方検察庁 司法修習生室(6階)	
	4班 12月14日(火) 午前9時20分 福岡県弁護士会館 大ホール(2階)	
佐 賀	12月14日(火) 午前9時00分 佐賀地方裁判所 事務局総務課(2階21番)	なし
長 崎	12月14日(火) 午前9時20分 長崎地方裁判所 事務局総務課(本館5階)	なし

実務修習地	開始日・集合時刻等 (令和3年)	開始日に持参する教材等
大分	1班, 2班 12月14日(火) 午前9時20分 大分地方裁判所 大会議室 (南棟3階)	なし
	4班 12月14日(火) 午前8時50分 大分地方検察庁 企画調査課 (9階)	
	3班 12月14日(火) 午前9時00分 大分県弁護士会館 会議室 (2階)	
熊本	12月14日(火) 午前9時00分 熊本地方裁判所 事務局総務課 (5階)	なし
鹿児島	12月14日(火) 午前9時00分 鹿児島地方裁判所 事務局総務課 (6階)	なし
宮崎	12月14日(火) 午前9時00分 宮崎地方裁判所 中会議室 (南棟4階)	なし
那覇	12月14日(火) 午前9時00分 那覇地方裁判所 事務局総務課 (2階)	なし
仙台	12月14日(火) 午前9時00分 仙台地方裁判所 事務局総務課 (5階)	【全員に共通】 司法修習生バッジを着用して登庁すること [redacted]
福島	12月14日(火) 午前9時00分 福島地方裁判所 事務局総務課 (5階)	なし
山形	12月14日(火) 午前9時00分 山形地方裁判所 事務局総務課 (5階)	なし
盛岡	12月14日(火) 午前9時00分 盛岡地方裁判所 事務局総務課 (6階)	【全員に共通】 検察講義案, 検察終局処分起案の考え方
秋田	12月14日(火) 午前9時00分 秋田地方裁判所 事務局総務課 (2階)	なし
青森	12月14日(火) 午前9時00分 青森地方裁判所 事務局総務課 (5階)	なし
札幌	1班, 3班 12月14日(火) 午前9時15分 札幌地方裁判所事務局人事課 (札幌高・地裁庁舎本館4階)	【全員に共通】 司法修習生バッジ [redacted]
	4班 12月14日(火) 午前9時15分 札幌地方検察庁 司法修習生実務修習室 (札幌第三合同庁舎13階北側)	
	2班 12月14日(火) 午前9時15分 各配属先弁護士事務所	
函館	12月14日(火) 午前9時00分 函館地方裁判所 事務局総務課 (5階)	なし
旭川	12月15日(水) 午前9時00分 旭川地方裁判所 事務局総務課 (A棟3階) (※12月14日(火)は自由研究日である。)	なし
釧路	12月14日(火) 午前9時00分 釧路地方裁判所 事務局総務課 (5階)	なし

実務修習地	開始日・集合時刻等（令和3年）	開始日に持参する教材等
高 松	12月14日（火）午前9時30分 高松地方裁判所 大会議室（6階）	なし
徳 島	12月14日（火）午前9時30分 徳島地方裁判所 事務局総務課（6階）	なし
高 知	1 班 12月14日（火）午後0時45分 高知地方裁判所 事務局総務課（6階）	なし
	2 班 12月15日（水）午前9時00分 高知地方裁判所 事務局総務課（6階） （※12月14日（火）は自由研究日である。）	
	3 班 12月15日（水）午前9時00分 高知地方裁判所 事務局総務課（6階） （※12月14日（火）は自由研究日である。）	
	4 班 12月15日（水）午前9時00分 高知地方裁判所 事務局総務課（6階） （※12月14日（火）は自由研究日である。）	
松 山	12月14日（火）午前9時00分 松山地方裁判所 事務局総務課（5階）	なし